



島根県報

平成29年6月16日（金）

号外第80号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

（防災危機管理課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の4・第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,660,000円」を「5,516,000円」に改める。

第5条第2項中「1,110円」を「1,130円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 円 34,900 | 円 41,800 | 円 53,000 |
| 円 55,000 | 円 64,300 | 円 80,900 |

を

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 円 34,900 | 円 41,800 | 円 52,900 |
| 円 54,900 | 円 64,200 | 円 80,800 |

に改める。

第11条第2項中「576,000円」を「574,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改める。

第14条第3項中「210,400円」を「210,200円」に、「168,300円」を「168,100円」に改める。

第14条の4第2項中「134,800円」を「135,100円」に改める。

第26条第1号ウ中「15,400円」を「15,500円」に改め、同号オ中「16,500円」を「16,400円」に改め、同号カ中「20,000円」を「20,600円」に改め、同号キ中「18,300円」を「18,800円」に改め、同号ク中「19,800円」を「20,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。